

高砂市老人クラブ補助金交付要綱

（目的）

第 1条 この要綱は、高砂市における老人クラブが高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動が行われ、高齢者の日々の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資するため、補助金の交付等について必要な事項を定める。

（補助金の交付対象）

第 2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとする。

（1） 単位老人クラブ助成事業

別紙 1に定める「老人クラブ運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

（2） 老人クラブ活動強化推進事業

別紙 2に定める「老人クラブ活動強化推進事業活動運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

（3） 老人クラブ連合会活動促進事業

別紙 3に定める「老人クラブ連合会運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

（4） 老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業を行う老人クラブ連合会に対する助成事業とする。

（補助金の交付額）

第 3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

2 補助金の交付額は、老人クラブ等が行う当該事業に要する経費について、別表第 1の第 2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）

は、補助金交付申請書（様式第 1 号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（様式第 3 号）
- （3） 会員名簿（様式第 4 号）

（補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の申請に係る書類の提出により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件又は指示を、補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第 6 条 補助事業者は、当該年度の事業が完了後、速やかに補助事業実績報告（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績調書（様式第 7 号）
- （2） 収支決算書（様式第 8 号）

（額の確定）

第 7 条 市長は、補助事業に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件又は指示により適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金確定通知書（様式第 9 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書(様式第10号)により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取り消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(届出義務)

第11条 新たに老人クラブを組織して第2条の事業を行う場合は、速やかに市長に届けなければならない。

2 現在補助金を受けている老人クラブ及び老人クラブ連合会が次の各号の一に該当したときは、その代表者は速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者が変更になったとき。
- (2) 老人クラブを解散したとき。

(指導及び監査)

第12条 市長は、老人クラブ等の運営について適切な指導を行うとともに、必要があると認めたときは、補助金の使途について監査することができる。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3条関係）

対象事業名		補助基準額	対象経費
単位老人クラブ助成事業		会員数30人以上 年42,000円 会員数25人以上 30人未満 年14,000円	賃金・謝金・旅費・需用費 役務費・備品購入費 使用料及び賃借料
老人クラブ 活動強化 推進事業	共生型助け合い活動・クラブ活動継続の推進	会員数30人以上 年42,000円 会員数25人以上 30人未満 年21,000円	
	健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動	会員数30人以上 年6,000円 会員数25人以上 30人未満 年3,000円	
	高齢者のワールドマスターズゲームズ参加促進事業	1 ワールドマスターズゲームズへの選手、ボランティア参加促進を目的とした講習会、競技会 市長が認める額	

		2 ワールドマスターズゲームズリハーサル大会、一般市民対象の競技体験会（1年前のイベント）及びPRイベント（高砂市実施）等への参加 市長が認める額
老人クラブ連合会活動促進事業		市長が認める額
老人クラブ連合会健康づくり・介護予防支援事業		市長が認める額

ただし、活動延月数が12カ月に満たない場合は月割りとする。

別紙 1（第 2 条関係）

老人クラブ運営要領

1 目 的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ高齢者の日々の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組 織

- (1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、老人クラブにおける社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。

ただし、当該小地域を超える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

- (3) 会員数は、原則として30人以上とする。

ただし、会員数が30人に満たない場合でも、会員数25人以上で、かつ、高砂市老人クラブ連合会に加盟している組織にあっては、当面の間、この要領に定める老人クラブとして扱うこととする。

- (4) 会員の互選による代表者 1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運 営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

- (2) 会員は、クラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

4 活 動

- (1) 老人クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。

- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じ恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5 経 理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完成后 5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する

別紙 2（第 2 条関係）

老人クラブ活動強化推進事業運営要領

1 目 的

少子・高齢社会が急速に進展する中、高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む共生型助け合い活動・クラブ活動継続の推進等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資することを目的とする。

2 内 容

別紙 1「老人クラブ運営要領」により活動する老人クラブの活動の一環として、次の社会参加活動への取り組みを支援する。

なお、支援に当たっては、社会参加活動の一層の促進を図るため、高砂市老人クラブ連合会の一定の関与の下での実施を求める。

(1) 共生型助け合い活動・クラブ活動継続の推進

ア 共生型助け合い活動

子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動

イ クラブ活動継続の推進

ICTの活用促進や担い手不足への対応、感染症・熱中症対策など継続的な活動に資する取組、高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動

なお、支援対象は、ア、イの活動の促進を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う高砂市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。

(2) 健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動

いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、その他の高齢者の健康づくり・介護予防のために高砂市が適当と認める体操等の実施・普及促進活動（原則、年間を通じて一定の定期的活動が行われるものに限る。）

なお、支援対象は、健康づくり（健康体操等）の一層の展開を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う高砂市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。

(3) 高齢者のワールドマスターズゲームズ（WMG）参加促進活動

ア スポーツ教室・講習会等の開催など、 WMGへの選手、ボランティア参加促進を目的とした活動

イ リハーサル大会等への参加促進活動

なお、実施主体は、ア・イとも高砂市老人クラブ連合会とする。

附 則

この要領は、平成 5年 4月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 6月1日から施行する。

老人クラブ連合会運営要領

1 目 的

老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業及び高齢者の社会活動の促進のための諸事業を行うことを目的とする。

2 組 織

- (1) 連合会は、本市を対象地域とし、老人クラブによって組織するものとする。
- (2) 連合会には、代表者として会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員の選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければならない。

- (3) 連合会には、前項の役員のほかに適任者による活動別リーダーを置くものとする。
- (4) 連合会の事務局は、自主的に設置運営するように努めるものとする。
- (5) 連合会は、目的を達成するために必要に応じて、委員会等を設置するものとする。

3 運 営

- (1) 連合会の運営は、老人クラブの意向を反映し、自主的に行わなければならない。
- (2) 連合会は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、会則を設けるものとする。
- (3) 連合会は、原則として老人クラブからの会費でもって運営するものとする。

4 活 動

連合会は、老人クラブ及び兵庫県老人クラブ連合会等と連携し、次に掲げる事業を市を単位とした広域的な事業として展開するものとする。

- (1) 老人クラブの役員及び活動別リーダーの研修を実施し、資質の向上を図ること。
- (2) 老人クラブの実情やニーズを把握するとともに、新規の活動の開拓、活動の場の確保及び活動別の組織化を図ること。

- (3) 連合会は、老人クラブの参加によって、行事、催物を開催し、老人クラブの連携と意識の向上及び地域の高齢者との交流を通じた仲間づくりの促進並びに他世代との交流を図ること。
- (4) 外部からの指導者、協力者の受け入れを行い、老人クラブの活動の充実を図ること。
- (5) 老人クラブの発展、高齢者の社会的地位の向上等を図るため調査、研究を行うとともに高齢者及び老人クラブ活動に対する地域社会の理解を深めるため啓発広報等多様な活動を行うこと。
- (6) 兵庫県老人クラブ連合会、他の連合会、市等関係機関（団体）との連携を図ること。

5 経 理

連合会は、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完成後 5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。